

研究指導 大津 淳 助教授

サラリーマン法人制度の実現可能性について

長谷川 敦士

序章 研究動機・目的

近年、日本政府の財政危機はますます深刻になり、平成 18 年度時点での公債残高は約 542 兆円となった。更に、超高齢化に伴う年金や社会保険の費用は今後一層増加すると見られている。一般消費者の意見として生活者 1 万人アンケートを見てみると、税金と社会保険料の負担が増えることを懸念する人は 3 割にものぼり、高齢化に伴う社会保障制度崩壊にも 26% の人が不安を抱えている。負担増加が懸念される中で実際に、税収の増加策として各種控除の削減・廃止や消費税等の増税が検討され、特別配偶者・老年者控除等の撤廃はすでに実施されている。こうした増税案と控除の撤廃案から一番影響を受けるのは、源泉徴収制度²を伴う一般サラリーマンである。私は、以前から興味があった「税金」についての研究を行う中で、サラリーマンは税金に対して自己防衛の必要があると感じた。そして具体的にはその手法の一つが節税³であると思ったが、調査をすると源泉徴収制度はサラリーマンが納税額を変更できないという不利な点を持っている制度であることがわかった。そうした仕組みからサラリーマンが自己防衛する手段として「サラリーマン法人」という就労形態があることを知り、研究してみたいと思った。また平成 18 年 5 月 1 日には、従来商法の一部だった会社の規制を明確にした会社法が施行され、この法律で最低資本金制度撤廃などの会社設立を容易にする変更が成された。その為に、サラリーマン法人という制度が取り入れ易くなったのである。こうしたサラリーマンの現状や日本の流れから見た結果、この制度は今後より注目を浴びるのではないかと考え研究対象とした。研究を通して、サラリーマン法人制度の実現における可能性と、制度として今後サラリーマンの生活を豊かにする可能性の追求を目的とした。

1 章 サラリーマン法人の定義と特徴

サラリーマン法人は、サラリーマンとして結んでいた企業との雇用契約を従業員が退職し法人を設立した後、その法人を給与の受け皿として企業対企業という「業務委託契約」に変更するという制度である。この制度は従業員法人などといった別称もあり制度として明確ではないため、本研究ではこの就労体系をサラリーマン法人制度と定義する。従来の雇用契約では、雇用側は所得税等を源泉徴収にて徴収し、社員の福利厚生費・保険料等を負担する。しかし、業務委託契約になることで給与は従業員側が設立した企業に対する契約金となり、当該従業員にかかっていた所得税・保険料・福利厚生費等の納付義務が消滅する。対してサラリーマン側は、サラリーマン時代に無かった所得税の算出・納税義務が発生する。その為、自ら法人経由で所得税等を支払うことで、法律の範囲内でのみ税金の節約をすることができるようになる。

2 章 法人化による労働者と雇用者の収入・コストの変化

サラリーマン法人において、最大のメリットは「節税」が可能ということである。サラリーマンら給与所得者は源泉徴収制度によって所得税や住民税、社会保険料等を納めている。しかし、法人化により本人の納税額・保険料額計算が社長となるサラリーマン本人に委ねられるので、節税の余地が生まれるのである。特に、給与所得の

1 野村総合研究所 (<http://www.nri.co.jp/>) 補助資料 1 参照

2 補助資料 2 参照

3 補助資料 3 参照

際は認められなかった経費計上が認められるようになるので課税所得額は大きく減少させることができる。他にも、会社が負担したサラリーマン本人にかかる社会保険料等を付加すれば給与総額の絶対数が増えるという利点もある。

雇用側においては、法人化を認めると社員が退職することになるのでそのサラリーマンにかかっていた一人分の福利厚生費や社会保険料などの負担が無くなることになる。加えて年末調整時などにおける経理労務が一人分そのまま削減することができる。特に退職金や社会保険料などの負担が無くなるということは、経営者にとって将来的な「不確定費用」が払拭できるので円滑な企業運営に役立つのである。

3章 法人化におけるサラリーマンと企業の問題点

サラリーマン法人導入において、大きく4つの問題点が考えられる。

- 労働者保護が適用外になる
- 労働者の帰属意識とモラルの低下
- 労働者側事務処理負担の増加
- 所得税法の解釈

は、元々働いている企業を退職して法人を設立することに伴う労働基準法の労働者保護規定が適用されなくなることから発生する問題である。労働基準から逸脱した勤務を強いられることや、業務委託契約の満期到来時に以後の契約を行わないということもあり得るのである。は、法人化することで複数の企業と契約を結ぶことや優秀な労働力が他社に流出しやすくなるということと、複数契約からの情報流出の危険性があることから発生する問題である。は、法人化によって毎月の経理事務が必要になること、税務署などへの納税と社会保険料支払いを自分で行う必要があることから考えられる。特に、納税に関しては会社負担分と、社長である自分負担分、さらに従業員を雇う場合はその人数分の税額計算をして納税する必要がある。は、12条で「実質所得者課税の原則」⁴を定めていることから発生する問題である。この原則の解釈によっては「業務の内容によってはサラリーマン法人制度自体が否定される」可能性があるのである。

と について、改善策を考えることは難しい。個人と企業の意識もしくは交渉内容の問題だからである。しかし、は「家族社員」⁵を取り入れるか、会計事務所などに依頼すれば解決できる。但しその場合費用が年間10万円程掛かる為、検討の余地がある。また は、業務が限定的でなく一般的であれば認可される可能性が高い。現状では特に、をいかに解釈するかが法人節税のカギとなっている。

4章 サラリーマン法人制度の実効性と将来性を探る

・シミュレーション

今回実際に、法人化の前後でどれだけ収入が変化するのかをシミュレータを使って検証することにした。使用したのは「サラリーマン法人シミュレータ」⁶である。初めに公正な結果を求めるため、いくつかの前提条件を設定した。まず、検証ケースとして家族構成を変更した場合を検証した。初めに基礎として、月収約50万円(年収600万円)・扶養家族なしの場合から見たところ、業務委託契約による消費税転嫁と企業負担分の社会保険料費の全額を報酬の中に加算されることがあり、会社の運営費等を含めて約85,985円の増収となった。一見する

⁴ 補助資料4参照

⁵ 4章で説明。

⁶ MMIグループ会計事務所 (<http://www.m-m-i-g.com/>)

⁷ 補助資料5参照

と意外に手取額の増加率が少なかったように思えるが、これは退職金等を含めないことや、一切の経費計上を除いたこと、法人化前後で給与を変動させなかったことが起因したのではないかとみられる。

次に、扶養家族を1人ずつ増加したケースを検証した。その結果、家族構成が4人以上の場合だと1,800円手取額が増加するが、それ以下では変化しないことが分かった。扶養家族が増加すると、法人化の前後に関わらず所得税額は減少することが原因と思われる。この検証から現在の日本の家族構成は殆どが核家族となっていることを踏まえると、家族を要因とすれば法人化によって少なくともマイナスにはならず、むしろ日本のサラリーマンが収入を増やすことができる可能性がかなり高いということになる。

検証ケースとして、月収を上下させた場合を検証した。まず月収を10万円ずつ減少したケースを検証すると、月収30万円をマイナスに転じた。さらに範囲を狭めて追加検証してみると、1,650円の増加で32万円が制度導入後に手取額が増加する限界線であることが分かった。

次に月収を10万円ずつ増加したケースを検証した。月収50万円の時と比べて60万円の時には手取額の増加量は約1.5倍、70万円では約2倍に増えている。増加のケースでは月収と手取額増加量は比例しているようである。ところが、80万円を超えた時点で年収が1,000万円を超えていることで消費税の納税義務が発生するようになり、手取額増加数が一気に減少している。消費税における中小企業の持つ免税点特例⁸が存在する為に納税の必要が無かったが、このケース以降では1,000万円を超えてしまっている。消費税を納付する義務が発生することや、それに関する労務負担が増加することを考慮すると、結果として1,000万円を超えない収入であることが妥当であると思われる。

と検証結果を要約して判断すると、法人化にふさわしい月収の範囲は約32~70万円(もしくは総収入約384万~1,000万円未満)であることで、家族構成は問わないようであることが分かった。ここで日本の給与と所得者の「平成17年度平均年収統計」⁹を見てみると、勤続年数が10~14年の平均年収は約458万円である。つまり、勤続年数が10年以上であれば法人化が効果的となる可能性が高いということになる。

税金と労働環境における将来的可能性

税制改革における法人化の意義

一般消費者への増税が進む一方で、企業に対しては減税が進んでいる。日本経団連は声明¹⁰において「国際基準に近づける」根拠により、特に減価償却制度の見直しを中心とした企業減税を求めている。日本の筆頭企業が集まる経団連の政治影響力は強い。実際にその後、平成19年「税制改正要項」にて償却可能限度額や残存価格の廃止を内容とした減価償却制度の改正が決定した。この改正で企業減税がまた進んだ形となり、今後もこの動きは進展するものと見られる。法人化することはその点で非常に有利に働く可能性が高いのである。

シミュレーションから見る家族社員

サラリーマン法人化に、法人化に伴う経理事務関係の労務負担増加という問題がある。これを解決する方法として、「家族社員」という形がある。要するに、家族に法人内の経理処理を任せればよいのである。サラリーマン法人は企業の立場から、経理の仕事を任せているのでその家族に給与を支払うことができる。社長に対する給与をその家族と折半できれば、所得税はさらに節約できる。

4章のシミュレーションを使い実際に家族社員を配偶者として月収50万のケースで検証すると、社長のみに対して月収50万円の給与を支払うと実質手取り差額は社長と配偶者で給与を折半すればおよそ2倍になる¹¹。単

⁸ 「企業の総売上が1000万円を超えない企業は消費税納税義務がない」

⁹ 国税局HP(<http://www.nta.go.jp/>)

¹⁰ 日本経済団体連合会HP「平成19年度税制改革政策提言」(<http://www.keidanren.or.jp/indexj.html>)

¹¹ 社長一人の場合：87,585 配偶者が働く場合：160,285

純に、税金が半分になった分、収入が2倍になるのである。もちろん、この結果はあくまで検証の中のことで実際にはもっと複雑になるが、効果があるのは間違いないようである。更に家族がいて、家族に業務分担を行った場合給与所得者としての各種控除を受けることができる。法人を通しての節税と、給与所得者としての節税が可能ということは、サラリーマンの家計を改善するという点で大きく役立つのである。

5章 結論と今後の展望

本研究で、サラリーマン法人の実現可能性と有効性を探ってきた。その結果、今現在の日本の流れでは、実際に増収が実現される可能性は高く、また実現性の高い制度であるが誰もが使える制度ではないという結論に至った。特に3章で挙げた所得税の問題は、今現在では改正される動きがなく、サラリーマン法人の壁になっているのが実情である。完璧な制度ではない為、自分の状況を判断して導入の是非を決めなければならないが、私は積極的に導入するべきであると考え。増税が実現された時、自ら節税しなければ生活が楽にならないからである。そして導入の是非に関わらず、仮に法人化しても勝負できる「実力」を身につけることが大切なのではないかと思う。会社の保護や法律の改正に頼るのではなく、自分の能力で生きることがこれからの社会に必要なことなのである。

【主要参考文献】

野口悠紀雄『「超」納税法』,新潮社,2002年

小池洋/高橋節男『サラリーマン法人で年収150万円UP!』,双葉社,2004年

渡辺昌昭『税金がわかる辞典』,日本実業出版社,2005年

<http://www.nomura.co.jp/>,生活者1万人アンケート,野村證券

<http://www.m-m-i-g.com/>,サラリーマン法人シミュレーション,MMIグループ会計事務所

<http://www.nta.go.jp/>,統計情報,国税局